

ファクシミリ送信書

令和 6 年 8 月 16 日

【送信先】

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
原告訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利 先生 (FAX 078-367-7730)

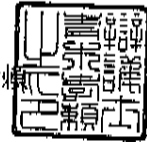
【送信者】

AZX 総合法律事務所

被告訴訟代理人 弁護士 青木 孝順

TEL 03-3512-2531(代)

FAX 03-3237-2175



【事件の表示】

神戸地方裁判所 令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件
原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

【送信文書】

1. 第 5 準備書面 2 枚

【通信文】

当職は、本書を含めず上記文書合計 2 枚を直送によりお送りします。

原告訴訟代理人におかれましては、受領後は直ちに落丁等の有無をご確認いただき、下記受領書部分に記名捺印の上、裁判所及び上記送信者宛に本書面を FAX して下さいますようお願い申し上げます。

.....
受 領 書

上記事件につき、上記文書を令和 年 月 日受領しました。

受信者:原告訴訟代理人

印

- ・神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
- ・被告訴訟代理人弁護士 青木 孝順 行 (FAX 03-3237-2175)

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

第 5 準備書面

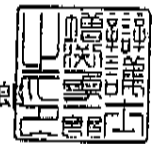
令和 6 年 8 月 16 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

被告訴訟代理人

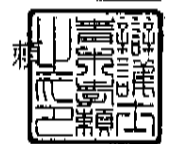
弁 護 士

増 渕 勇 一



同

青 木 孝



1 被告提出証拠に関する過去データについて

被告は、被告の予約システムから抽出したキャンセルとなった案件の再販売等に関するデータを元に証拠を作成し、乙号証として提出している。かかる再販売等に関するデータは、被告が、2020 年 6 月に予約システムを改修し予約システムに入力することができるデータ項目が増加したことにより新たに記録可能となったものであり、それ以前の期間は、当時の被告の予約システムの仕様上、当該データを予約システムに入力し保管することができなかった。

一方で、被告が提出した乙号証に記載されている数値には、2020 年 6 月以前のもの(最も古い期間のもので 22 期(2018 年 5 月 1 日～2019 年 4 月 30 日)のもの。)も含まれているが、当該数値は予約システムを改修した際に、被告が、被告の手元にある資料を元に 22 期までの数値を遡って入力したものであり、それ以前の期間の数値についてはかかる対応を行っていなかったことから、被告が運用している予約システム上には 21 期以前のデータは存在しない。被告が提出した証拠は、現時点で取得可能なデータを最大期間分提出したものであり、それ以上過去のデータはシステム上提出することができない。

第 4 準備書面においても記載した通り、現行の予約システム上、21 期以前のデータを

抽出することができないとしても、既に提出したデータはコロナ禍前後を含めた長期間のデータであり、現時点における解約料規定の有効性の基礎となる再販率・非再販率を算出するには十分信頼性のある内容である。却って古い時期のデータを使用することにより、現在のトレンドを反映しない数値となる可能性も否定できないため、被告が提出したデータは数値の信用性を担保するために十分なものである。

以 上